

駐留軍法（イギリス）の概要（沖縄県作成）

1 概要

駐留軍法は、NATO軍地位協定が発効する前年の1952年に成立したイギリスの国内法であり、イギリスに駐留（訪問）する外国軍に関する規定を定めると共に、英国軍に関連する法の駐留軍への適用が規定されている。

NATO軍地位協定は駐留軍法によって英国法に編入され、これらが合わさり、英国における外国軍の駐留を統制する枠組みが規定されているとされる。

2 主な条文の概要

第8条（駐留軍に対する自国軍関連法の適用）

駐留軍に対する自国軍（英国軍）関連法の適用が規定されている。第8条に関してイギリス政府は、イギリス議会の中で以下のように説明をしている。

- ・ 第8条は、駐留軍を自国軍と同一の地位に置くものである。
- ・ 第8条には、3つの考え方が関係している。
 - ① イギリス政府が英国軍に対して有している強制力の一部を駐留軍にも行使できるようにすること
 - ② 英国軍が免除されている法律について、駐留軍にも類似の免除を有することが必要であること
 - ③ 英国軍に関連して義務を課す法律の一部を駐留軍にも適用できるようにすること

※イギリス議会の駐留軍法に関する議事録は、次ページ以降参照

英国議会議事録（駐留軍法関係抜粋）

1 1952年10月17日 英国貴族院（上院） 駐留軍法案に関する質疑

シルバーマン氏

皆様方におかれては、これらの規定のいずれも法案にはないことにご留意頂けると思われますので、仰られたことは実際には当てはまらないわけであります。法案にあるのでしたら、委員会の段階で、修正を提案して対処することもできようかというところですが、法案にないわけでありますので、こうした手続きは我々には公開されておられませんでした。

D. マックスウェル・ファイフ卿（内務大臣）

私もそれは真っ当なご指摘であり、細心の検討を経て草案から生じるご指摘の1つであると考えます。これは昨年中頃に行われた合意であり、その問題につき我々は細心の検討を行いました。しかしながら、これは私どもが上院の方より是非改善を賜ればと考えておりますさらなる理由でございまして、私はご指摘の点を理解申し上げます。ざっとご説明いたしました手続きは、我が国の国王訴訟手続法の前に類似の問題が生じる時に採用される手続きでございまして。

ここで、証拠の確保の問題に参ります。上院の皆様方におかれましては、締約国が公正な聴取及びそれに関連する請求の処理についての証拠提供において協力することに合意するとした、(NATO軍地位)協定第8条第10段にご注目頂きたく存じます。合意に至ることはたやすいことではございませんでした。法システム及び国家に対する請求の処理方法は、関係国において異なることを彼が記憶しているのは全く驚きに当たらないかと思えます。

これまで触れておりませんでした、**重要な条項として（駐留軍法案の）第8条がございまして。この条項は、枢密院勅令を変更の有無に関わらず法律の関連規定に適用させることを可能にし、駐留軍を自国軍と同一の地位に置くものです。**ここにご出席の皆様と同様私も、これに対して、それが非常に広範な委任権限を与える提案であるに違いないことを認識しております。法案提出後別途行われてきた作業を踏まえ、権限をより厳しく制限するため条項を変更し起草できないかどうかにつき検討中です。我々が上記について最終的な結論に達する前に、本日ご意見を賜ることは有用であると考えましたが、この点につきまして検討はいたしております。

3つの考え方が関係していることについては上院のご賛同が頂けると考えております。1つ目は、各種法規に基づき、政府が自国軍に関して強制力を有していることです。我々といたしましては、こうした権限の一部を、駐留軍に関して一繰り返しますが、関して、ですー行使できるようにしたいということです。例を挙げます

と、自国軍のために土地を取得する権限がございますが、この権限を駐留軍の利益のためにも行使したいということがあるかもしれない、ということでございます。

これが1つ目の点です。権限は英国当局が行使できるべきです。2つ目の考え方
に当たるものとしては、自国軍は通常法律の一部免除されております。例えば火
器免許なく銃器を携行する、そういった類の事項です。これは重大な憲法上の免除
ではございませんが、いやしくも軍隊がある場合には重要となる便宜上の事項です。
駐留軍が上記やその他の点について類似の免除を有することが必要なのは明らかで
す。私が上院のご理解を賜りたいこの条件を繰り返させていただけますでしょうか？
これは、自国軍が享受できるものよりも広範な免除や特権を駐留軍に供与する権限
を得るために提案されるものではございません。

3つ目の考え方は、自国軍に関して義務を課す法律が多くあるということです。
例えば、私人は自国軍からの脱走兵をかくまってはならず、もし故意にそれを行え
ば犯罪となります。こうした法律の一部を自国軍に対すると同様に駐留軍にも運用
できるようにしたいと考えます。とはいえ、ここでも、より大きな義務を課すとい
う意図はございません。義務は、最大でも、自国軍に対するものと同じか、多くの
場合にはそれを下回るものとなるでしょう。

この条項において取り扱おうとしている立法の例をいくつかお話しさせて頂きま
した。これはいくつかの例に過ぎず、分野は非常に幅広いものです。時期が参りま
したら、議会では枢密院勅令に基づき提案されるものを、通過させるに先立ち正確
に提示される機会があることと思います。こういった規定の必要性につき異論はな
いかと存じますし、上院におかれましては同様の必要性が1933年に駐留軍（英連邦）
法が可決された際にも感じられたことを想起されたいと思います。関心をお持ちの
方は、一定の記述に対応する法律は駐留軍に自動的に適用されると規定している同
法第2条をご覧頂ければと思います。

率直に申し上げまして、こうした手法の問題は、当該法律の数が多く多岐に渡る
ため、特定の法が適用されるのか否かにつき知ることが難しく、何の関係するかが
議会に明確に示されないという点です。議員の方々が第8条につき申し上げたよう
な問題を感じていらっしゃる場合には、本論議を踏まえて再度討論させて頂きたく
存じます。これは私が個人的に最新の注意をもって検討してきた事項でございまし
て、我々は、委員会の段階で、私が上院でご検討頂きたいと考えておりましたこ
うした制限がより明確にされることを望んでおり――

マルクス・リプトン中佐（ブリクストン）

修正を提出されてでしょうか？

D. マックスウェル・ファイフ卿（内務大臣）

はい。上院におかれましては残念ながらこれが難しい法案であるということ、そしてある程度は外国の法システムが関係するためにはっきりと予測できないという状況を扱うものだという事に意識が向き過ぎておられるように存じます。英国内どこにおいても最高位でなくてはならないという憲法上の原則に固執する方々にとっては、その中に確かに問題となり得る規定がございます。私は、その観点は重々承知いたしておりますが、法案は時代の象徴であると感じております。

我が国の防衛は北大西洋条約同盟に依存しており、我が国の軍隊が外国へ赴き同盟各国の領土で行っていることと同様に、我が国の同盟国の軍隊が我が国を訪れ、そこで訓練を行うことができるべきであるということは、現代の戦争及び戦争のための訓練の条件から必然の結果であります。

反対なさっておられる議員の方々に申し上げられるとすれば、各国が締結した1951年の協定は、かなり異なる法システムを運用していながら自国の防衛のため断固として協力する各国の間の国際協定の素晴らしい一例であると考えております。駐留軍法案が可決されるまでは、我が国はこの合意を批准することができず、合意が批准されるまでは、同盟は本来あるべく効率的かつ力強く活動することができません。駐留軍に関して英連邦自体と同等に有利な取決めがなされるべきだということには異論がなかろうと確信しており、私は、上院のご賛同を頂くべく法案を託するところであります。